

## 第1回京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成22年8月11日(水) 午前10時～正午
- 2 場 所 職員会館かもがわ 第4・5会議室
- 3 出席委員 石田委員, 市橋委員, 岩田委員, 内山委員, 岡田委員, 越智委員, 黒坂委員, 郡寫委員, 高岡委員, 高木委員, 高橋委員, 山下委員, 山本委員  
(欠席/稲垣委員)

### 4 議事内容

#### (1) 委員長及び副委員長の選任について

出席委員の推薦により郡寫委員が委員長に選任され, 委員長の指名により高岡委員が副委員長に選任された。

#### (2) 「京都市産業廃棄物処理指導計画のこれまでの策定状況とその背景」及び「平成20年度産業廃棄物実態調査結果」について

(資料2及び資料3に基づき事務局から説明を受けた後, 質疑応答を行った。)

委 員: 実態調査は, 平成20年度に京都市内で発生した産業廃棄物がどのように処理されたかを調査したのか。

事務局: そのとおり。

委 員: 「排出抑制率」, 「再生利用率」とは, どのようなものか。

事務局: 「排出抑制率」は平成13年と比べてどれだけ削減できたかを示したもの, また, 「再生利用率」は産業廃棄物の総排出量のうち再生利用された量の割合を示したものである。

委 員: 「減量化」されたもののうち, 最終的に「埋立て」されたものを除けば, 全て「再生利用」されたと考えてよいのか。

事務局: 「減量化」の過程で主たるものは, 脱水と焼却である。「減量化」＝「再生利用」ではない。たとえば汚泥を脱水した場合, 「減量化量」＝「蒸発した水分量」であり, 「減量化量」＝「再生利用」ではない。また, 焼却の場合には, 水分のほかに有機分が減量することになるが, 焼却ではなく, 何とか「再生利用」に回せないかと思う。

委 員: 「排出量」も「処理方法」も, 排出事業者から出された数値に基づいて推計されているのか。

事務局: そのとおりである。

委 員: 不況などの経済状況は推計結果に影響するのか。

事務局: 売上量とか, 新築・解体の延べ面積なども考慮しながら推計を行っている。景気の動向は推計に影響を与える。

委 員: 「再生利用量」とあるが, それらは本当に再利用されているのか。

事務局: そこまでは捕捉できていない。

委員：処理業者によっては、処理しても売れずにストックされているという場合もある。実際に再利用されているかどうかチェックしておく必要がある。

委員：処理施設は増えたが市内処理率が上らないというのは、どういうことか。

事務局：がれき類や木くずについては、市内の処理施設が増加し、市内からの排出量を既に上回る処理能力があると考えられるが、実際には市内で処理されるのは総排出量の50%程度である。その理由としては、解体場所によっては市内の処理施設よりも滋賀県の施設の方が近い場合とか、処理料金の問題などが考えられる。

委員：何か対策はとれないのか。市内で処理したほうが良いと思うが。

事務局：地球温暖化防止の観点から考えると、近い場所で処理する方が良いとも考えられるので、市外で処理されることを一概に否定できない。

委員：京都府としては、どう考えているのか。

委員：実態として産業廃棄物は広域的に移動している。たとえば、水銀など、それぞれの府県に施設を作るだけの発生量がないという場合もある。理想としては自分の地域で排出されたものについては自分の地域で処理すべきであるという考え方があるが、一方では、全体的な効率性や経済性を考え、廃棄物の種類によっては集約せざるを得ないものもある。発生量の問題とか、リサイクル品の消費市場との地理的条件などの問題もある。

委員：市内は施設の設置に伴うコストが高いため処理費用が高く、周辺地域ではコストが安く処理料金が安いという傾向があり、廃棄物は処理料金の安い方に流れがちである。

(3)「現行計画（新都市産業廃棄物処理指導計画）の取組状況」及び「廃棄物処理法改正（平成22年5月）の概要」について

（資料4及び資料5に基づき事務局から説明を受けた後、質疑応答を行った。）

委員：建設業には複雑な下請け構造があり、どこまでうまくいくかわからないが、法改正により不法投棄は一定減少するのではないかと考える。規制が厳しくなることは良いことだと考えている。

委員：国は法改正により「排出者責任を元請に一元化する」とあるが、以前から元請責任なのではないか。

事務局：元請が廃棄物の処理に責任を持つことが原則であるが、実質的に廃棄物を管理しているものが排出者責任を負うべきであるという裁判所判決もあったため、法改正によって元請に責任があることを再確認したということではないかと理解している。

委員：画一的に決めるのではなく、もっと柔軟に考えられないかと思う。責任の負い方を検討すべきではないのか。

委員：建設業界としては、公共工事であれ民間工事であれ、きちっと工事をして  
いる。建設業界全体が悪いことをしているのではないかといったイメージを  
一般市民からもたれると心外である。

委員：処理業界としては、元請業者に対して、処理は許可業者に委託をして欲し  
いと求めているが、元請業者は、全部自己物として処理してくれる下請業者  
に丸投げし、排出事業者としての責任の所在が明確にならなかった。そのた  
め、国は法改正により、最終的な処理の責任は誰にあるのかということをも  
明確にした。国は政省令で例外を設けることも考えているようだが、コスト面  
などから考えて現実的なものであるとは思えない。

#### (4) 次期計画策定に向けた論点整理について

(資料6に基づき事務局から説明を受けた後、意見交換を行った。)

委員：組合等に参加している事業者は情報があると思うが、加入していない事業者  
には情報がない。中小企業はどのようにしたら電子マニフェストを導入して  
いけるのか、インターネット等で発信して欲しい。また、地域との共生につ  
いてだが、区民祭りなど市民に身近な催しに産業廃棄物処理業者も出展して  
産業廃棄物の流れ等を市民に直接見える形で発表してもらおうとわかりやすい  
と思う。

委員：産業廃棄物の市域外処理は、経済性や運搬効率等を考えると妥当な場合も  
あると思う。地域外への流出量もきっちり検討すべきではないか。

委員：小中学生の環境学習の推進についてだが、パンフレットをもらうだけでは  
記憶に残らない。自分で見て、人と話をしないと記憶に残らない。施設見学  
などの方法で行ったほうが理解されやすいと思う。小学生のときは社会見学  
があるが、中学生になると機会がない。そこを増やすことが必要ではないか。

委員：産業廃棄物の広域移動については、経済的な理由も大きい。広域移動の状  
況について推計しているのか。

事務局：している。流出流入の状況については、次回の会議で資料として提出し、  
説明させていただく。

事務局：電子マニフェストの周知は未だ十分でない認識している。また、点在す  
る事業者に対し、どのような方法で情報を伝えるのかというのも課題である  
と考えており、業界や協会を通じた情報提供を強化していくべきであると思  
っている。

次に、地域との共生についてであるが、産業廃棄物中間処理業者について  
は、多い区と少ない区がある。年1回、「環境フォーラムきょうと」というイ  
ベントを開催し、産業廃棄物中間処理業者等のリサイクル品を見ていただく  
機会を設けている。また、施設それとは別に中間施設等の見学会も実施して

いる。

委員：特別管理産業廃棄物については何か問題があるか。

事務局：特別管理産業廃棄物処理施設は市内に少ない（※補記／焼却施設2，廃油分級ろ過施設1）。

委員：処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されたときには，排出事業者責任が問われることがある。信頼できる処理業者かどうかポイントとなる。外国では，産業廃棄物の許可は非常に限定的だが，日本では，結構簡単に許可が得られる。真面目にきちんと仕事をしている業者をより伸ばすために，そのような業者については登録して情報を公開していくといったことをしてもらいたい。また，資料には「環境にやさしい取組」とあるが，論点をはっきりさせるため，もっと具体的に書いたほうがよい。

委員：排出事業者と処理業者の信頼関係の構築に行政がどのような形でかかわったらよいかというところを優良評価制度の構築と結びつけるとよいのではないか。

委員：（産業廃棄物処理業をしているが）いつでも見に来て欲しい。当社は1,000社ほどと取引しているが，当社がどのように処理しているかを見に来る排出事業者は1割程度である。処理の実態を確認せずに，排出事業者はその責任を果たせるのかと問いたい。不適正処理は，不法投棄だけではない。契約通りに処理ができていないのかといったことも大事である。行政は，契約通りに適正処理が行われているかどうかをチェックし，適正処理を確保していけるようなシステムを作っていくべきである。

委員：産業廃棄物は，家庭ごみと違い，市民にとって遠い存在である。資料には「見える化」とか「環境学習の推進」と記載されているが，市民は，ここから何を学び，何に気を付けていけばよいのか，よく分からない。

事務局：産業廃棄物については，「不法投棄」や「ダイオキシン」に代表される悪いイメージが先行してきた。産業廃棄物は，私たちの日常生活の中から直接排出されるものではないが，私たちの生活にとって深く関係のあるものである。産業廃棄物に対する誤った理解を払拭していきたい。

#### (5) その他

##### ○ 今後のスケジュール

次回は，「次期計画の基本的な方向性」について議論する。

##### ○ 事務局からの提案

論点整理等に関して意見があれば，8月中に事務局まで提出して欲しい。

⇒了承